

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月18日

【四半期会計期間】 第8期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 デリカフーズ株式会社

【英訳名】 DELICA FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 舘本 勲 武

【本店の所在の場所】 東京都足立区保木間二丁目29番15号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 03(3858)1037(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 田井中 俊行

【最寄りの連絡場所】 東京都足立区六町四丁目12番12号

【電話番号】 03(3858)1037(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 田井中 俊行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年8月11日に提出いたしました第8期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）に係る四半期報告書に添付しております独立監査人の四半期レビュー報告書に一部原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

当期四半期連結財務諸表に対する独立監査人の四半期レビュー報告書

前期四半期連結財務諸表に対する独立監査人の四半期レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

（訂正前）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月10日

デリカフーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社

指定社員

業務執行社員

公認会計士 塚本 憲司

指定社員

業務執行社員

公認会計士 後藤 久貴

（訂正後）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月10日

デリカフーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員

業務執行社員

公認会計士 塚本 憲司

代表社員

業務執行社員

公認会計士 後藤 久貴

(訂正前)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

デリカフーズ株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社

指定社員 公認会計士 小 島 興 一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 後 藤 久 貴
業務執行社員

(訂正後)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

デリカフーズ株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小 島 興 一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 後 藤 久 貴
業務執行社員

尚、訂正後の独立監査人の四半期レビュー報告書を別途添付しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月10日

デリカフーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 塚本 憲司

代表社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 久貴

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているデリカフーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、デリカフーズ株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

デリカフーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小島 興一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 久貴

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているデリカフーズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、デリカフーズ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。